

# 認知症グループホームの防火安全対策 研修用スライド（抜粋）

資料提供 : 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

平成25年3月21日（木）  
消防局予防課

1

## 事業者求められる防火安全対策の心得

### 1. 防火管理者を中心とした日頃の防火管理体制の確認

- ①出火原因となりうる火気の使用・取扱いについて
- ②火災発生時の早期感知と利用者への報知について
- ③火災発生時の消防機関への迅速な通報について
- ④初期消火および延焼拡大防止対策について
- ⑤火災発生時の避難誘導等について

### 2. 消防用設備の整備状況および夜間の職員配置状況等の確認

- ①消防用設備の整備状況（計画策定状況を含む）について
- ②夜間および深夜の時間帯における職員配置の状況について

### 3. 地域との連携体制の状況について確認

2

# 火災の定義と建物火災の性状

## 火災の定義

人の意図に反して発生、若しくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象

## 木造建物火災の特性

- 燃焼速度が速く、短時間で最も盛んに燃える状態になる
- 屋根が燃え抜けると、一気に火勢が強まる
- 壁体の間や屋根裏を炎が伝わり、建物全体に燃え広がる
- 最盛期には建物全体から炎が噴き出て、隣接へ延焼しやすい

## 耐火建物火災の特性

- 気密性が高く、燃焼速度が緩やか
- 煙が外部に出にくく、建物内に煙と熱気がこもりやすい
- 窓ガラスなど破損部分からの空気流入により急速に燃焼が進む
- 階段、エレベータ、パイプスペースなどの縦穴部分から一気に延焼拡大し、立体的な火災になる

3

## 煙の恐ろしさ①



4

## 煙の恐ろしさ②

### 煙の速さ

- 横方向は、人が歩くくらいの早さ(約0.3~0.8m/秒)
- 縦方向は、約3~5m/秒で、横の速さよりも早い
- 階段などに達すると、急激な加速とともに上昇する
- 人間の通常の歩行速度では追いつかない



床付近には新鮮な空気が残っています

5

## 煙の恐ろしさ③

### 一酸化炭素中毒

一酸化炭素中毒は、自覚が難しく、危険を察知できずに死に至る場合が多い

- 軽症では、頭痛・耳鳴・めまい・吐き気
- 対処が遅れると、意識があっても、体の自由が利かなくなる
- 高い濃度の一酸化炭素を吸うと、自覚症状がないまま昏睡状態に陥る

高濃度の一酸化炭素の吸入

昏睡状態

一酸化炭素を吸い続ける悪循環

死亡

### シアン化水素

- 一酸化炭素よりも致死性の高い毒物
- 火災によるアクリル製品の熱分解等でシアン化水素が発生、急性中毒を引き起こす

### 亜硫酸ガス

- 硫黄が燃えて出来る二酸化硫黄SO<sub>2</sub>を指す
- 石油や石炭などの化石燃料を燃やすと、二酸化硫黄(亜硫酸ガス)が発生
- 呼吸困難に陥る濃度は、30~40ppm、生命に危険を及ぼす濃度は、400~500ppm

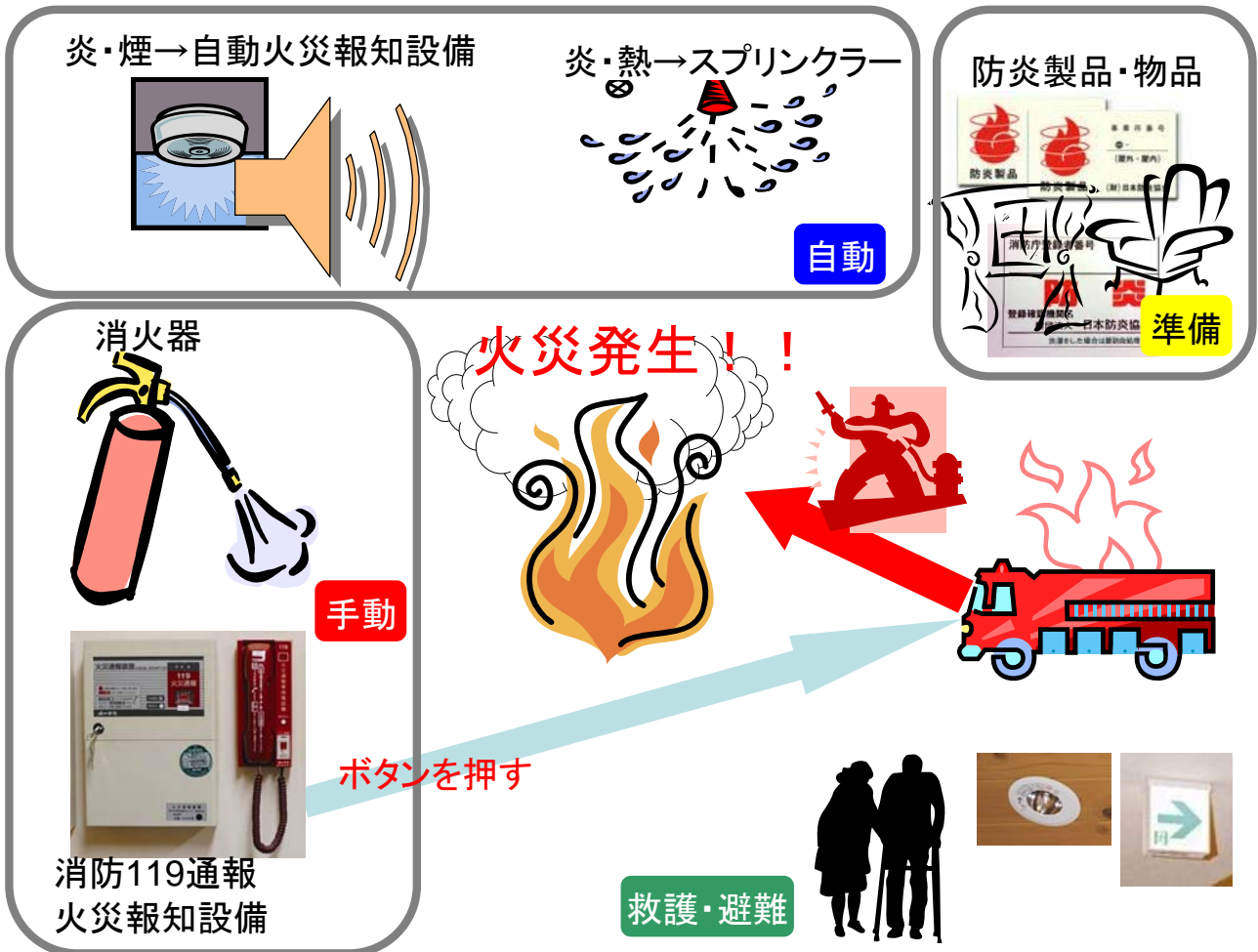
6

# 煙の恐ろしさ④

- ① 視界がある場合は、出口まで一気に避難
- ② 視界が悪い場合は、床に肘をついて前進
  - ・ハンカチやタオルを口にあてる
  - ・煙を吸わないように壁に沿って進む
  - ・床と壁の角には、新鮮な空気が残っている場合がある
- ③ 階段では、後ろ向きに進む
  - ・顔は床付近で這うように降りる
  - ・階段のコーナーや床上15cm以内に新鮮な空気が残っている場合がある



7



8

## 警報設備 ～ 自動火災報知設備（略称：自火報）

### 熱や煙を感知し火災発生を自動で知らせる設備 **義務**

- 平成20年12月に公布された総務省令等により、認知症高齢者グループホームには、自動火災報知設備または特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが義務づけられました。（住宅用の火災警報器では、出火場所以外の部屋の警報機と連動して鳴動する性能を有するものであっても基準に適合しないので、設備の性能については必ず消防に確認しましょう。）
- ベルの停止方法も含め、全ての職員が受信機の使い方を熟知していることを確認します。

9

## 通報設備 ～ 消防機関へ通報する火災報知設備

### 119番へ自動通報できる設備 **義務**

- 火災通報ボタンを手動でワンプッシュするだけで、119番通報ができます。
- 119番には予め録音しておいたメッセージ（火事が発生したことと、住所や名前など個別のメッセージ）が伝えられます。
- メッセージを受信した119番から火災発生を確認する返信があります。返信応答終了後、あらかじめ登録しておいた近隣の職員や協力者、管理者、関連施設などに対し、火災発生の通報メッセージが自動的に送信されるよう設定することができます。



## 消火設備 ～ 消火器

### 初期の火災を消すための消防用設備

**義務**

- 消火器は、小型粉末消火器(10型消火器)が一般的なものです。
- 耐用年数は、容器が8年、薬剤が5年です。
- 半年ごとの機器点検時に、適宜交換しましょう。
- 消火器は、予め定められた場所に設置します。



11

## 消火設備 ～ スプリンクラー

### 初期消火を主な目的とする 消火設備

**延床275㎡以上 義務**

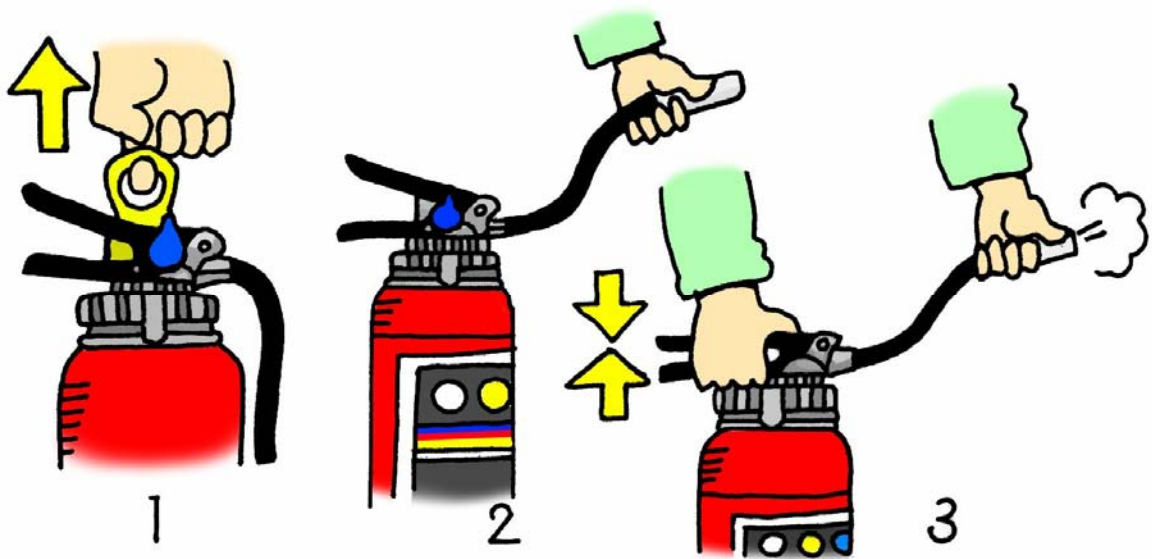
**延床275㎡未満 努力義務**

- 火災を感知すると、スプリンクラーヘッドの一部が溶解し、そこから自動的に水を散水し、初期消火を図ります。
- 設置費用は高額になりますが、初期消火には有効です。(助成制度が利用できます。)
- あくまでも、「安全に避難するための時間を確保するための設備である」という認識が必要です。
- 延床面積が1,000㎡未満の場合は、水道を利用した水道直結式とすることが可能です。



12

# 消火器の使い方



ノズルを取る

ノズルを火点に向ける

レバーを強く握って  
放射する

13

# 消火器の基礎知識

## 消火器使用時のポイント

- 姿勢は低く、煙を避ける
- 常に、逃げ道を確保する
- 炎の先端ではなく、火元を消火する
- ほうきで掃くようにしながら、火元と空気を遮断する
- 火が天井まで広がったら、初期消火は不可能と判断する
- 逃げたら、火元には絶対に戻らない

## 消火器の設置場所

- 誰もが見やすく、使いやすい所に設置する
- 湿気の多い場所や日の当たる場所を避け、転倒しない工夫をする
- 高い場所への設置を避ける
- ガスコンロやストーブの近くへの設置を避ける
- 屋外では、格納庫に入れる

14

## 避難誘導設備 ～ 誘導灯・誘導標識

### 避難経路や避難口を示すための設備

#### 義務

- 停電など非常時にも消灯することがないよう、技術的配慮がなされています。
- 光源のないものは誘導標識と呼ばれ、誘導灯を補完するものとして設置されています。
- 不点灯、ちらつき、損傷がないよう定期的に確認することが大切です。併せて、誘導灯の周囲に視認障害物がないことを確認下さい。



15

## 防災物品・防災製品

### 一定の防災性能を満たした物品・製品

#### 義務・指導

- 防災物品とは、消防法に規定された燃えにくい製品で、法が定める防災性能をクリアしたもの。カーテン、ブラインド、じゅうたんなどについては防災物品の使用が義務付けられています。
- 防災製品とは、消費者の視点に立って認定される製品で、防災性能基準に適合した寝具類や衣服類等を指します。寝具、シート、のれん、布張家具などについては、防災製品を使用するよう消防から指導されることがあります。



16



# 防火管理者の選任と責務

## 防火管理者とは…

防火管理者とは、火災発生の防止と被害を最小限に留めることを目的に、消防計画を立て、それを基に日常の火気管理、消防設備の適切な維持、消火・避難訓練などを遂行する監督者をいう。

防火管理者は、建物の種別により「甲種」と「乙種」の2種類に分類されます。延べ床面積に関係なく人員が10人以上となる（利用者＋職員）グループホームは、甲種に該当します。資格を得るためには、2日間の講習会（所管の消防本部・消防などが主催する防火管理者講習）の受講が必要です。

防火管理者には、管理責任者としての重大な責務があります。

実際に火災が発生し、消防用設備の管理・点検や避難誘導などで責任を問われた場合、業務上過失致死傷罪に該当する事例もあります。



17

# 防火管理者の仕事

## 防火管理者の仕事

1. 消防計画の作成と届出
2. 消火、通報および避難の訓練の実施
3. 消防用設備等の点検および整備
4. 火の使用または、取り扱いに関する監督
5. 避難または、防火上必要な構造および設備の維持管理
6. 利用者・職員の管理
7. その他防火管理上必要な業務

講習の受講は一回限りであるため、防火管理者は、意識的に最新の情報を収集・把握することを心がけましょう。避難訓練の検証時などに消防担当者から情報を得ることも有効です。



18

# 消防計画の策定と実施

消防計画は、防火・防災管理の基本方針です

## 消防計画に定める内容（例）

1. 計画の目的
2. 管理権限者および防火管理者の業務と権限
3. 消防との連絡等（消防へ報告・連絡する事項、防火管理業務資料等の整備等）
4. 火災予防上の点検・検査  
（日常の火災予防、自主的に行う検査・点検、消防用設備等の法定点検、報告等）
5. 遵守すべき事項（従業員、防火管理者）
6. 自衛消防組織等について（組織の編成、活動内容、活動範囲等）
7. 休日、夜間の防火管理者体制
8. 地震対策について  
（日常の地震対策、地震後の安全措置、地震時の活動等）
9. 防災教育について（実施時期、実施者、実施対象者、実施頻度等）
10. 訓練について

19

# 消火・通報・避難訓練の実施

通報・避難訓練は年2回の実施が義務づけられています  
（そのうち1回は夜間を想定し、消防の検証を受けます）

訓練計画

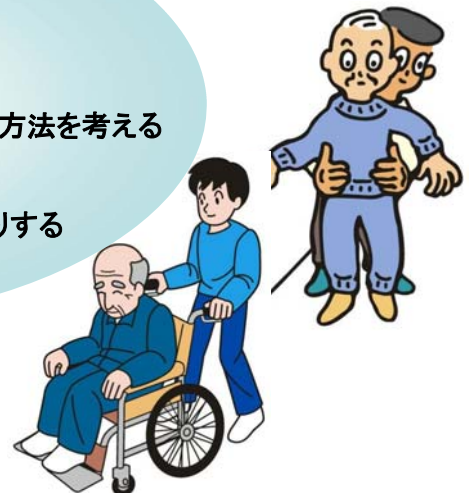
地域住民への  
参加の呼びかけ

訓練の実施

反省会と  
計画の見直し

<ポイント>

- 全ての職員が、訓練を繰り返し体験する
- 一人ひとりの利用者の状態に応じて避難方法を考える
- 地域の人々の参加を呼びかける
- 消防関係者に相談したり、意見を聞いたりする



20

# 喫煙管理

## たばこの管理における留意点

1. 灰皿には、いつも水を入れておく
2. 吸い殻は、こまめに捨てる
3. 寝たばこは、絶対にしない
4. 灰皿に、火のついたたばこを置いたままにしない
5. 安定した灰皿を使用する
6. 不燃材で覆われた部屋を、喫煙箇所にする

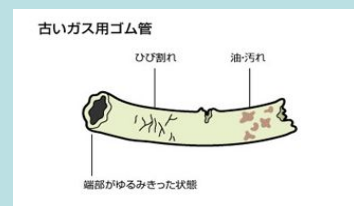


21

# 厨房(台所)設備・調理器具の管理

## コンロを使用する時の留意点

1. コンロの側を離れる時は、必ず火を消す
2. コンロのまわりに、燃えやすい物を置かない
3. コンロに衣服を近づけない
4. 古くなったガスホースは使わない
5. コンロは壁から離して置く
6. コンロは、油かすが残らないようにこまめに清掃をする
7. 天ぷら油を使用する時は、職員全員が知っていること
8. IHコンロは、専用の鍋を使う。また、少量の天ぷら油で揚げものをしない



22

# 厨房(台所)設備・調理器具の管理



燃えやすいものは、コンロの上や近くに置かない



## 温度センサーなし

「温度センサー」が装備されていません。使用中はその場を離れないよう注意してください。やむを得ずその場を離れる時は、必ず消火してください。



## 温度センサーあり

「温度センサー」が付いていない側のバーナーを使用して天ぷら油火災が発生しています。揚げ物調理は必ず「温度センサー」が付いている側のバーナーを使ってください。

23

# 暖房設備・器具の管理

## ストーブを使用する時の留意点

直接火が見えるストーブは、危険度が大変高くなります  
次のように、正しく取り扱い安全を心がけましょう

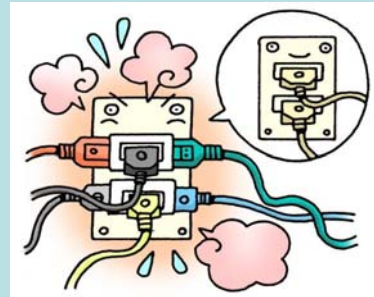
1. ストーブを カーテンや家具に近づけない
2. 洗濯物を ストーブの上に干さない
3. 部屋に誰もいないときは、ストーブを消す
4. 石油ストーブは、確実に火が消えてから給油する
5. 灯油であることを確かめてから、給油する
6. 給油後は、給油口のキャップを完全に閉めたことを確認する
7. ストーブをつけたまま、寝ない
8. ストーブのまわりに、スプレー缶を置かない
9. ストーブに点火したら炎の調整を確認する
10. 冬のシーズン前に、点検整備を行う

24

# 電気配線等の管理

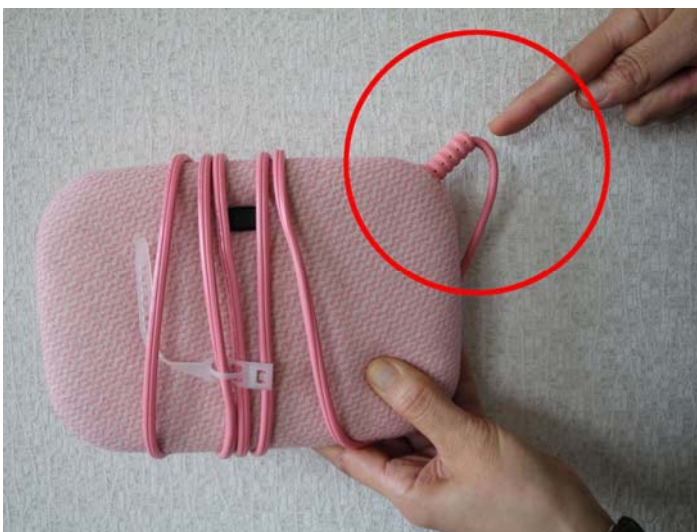
## 電気製品を使用する時の留意点

1. 本体とコードが接続している部分やコード内の芯線を傷めないように、コードを本体に巻きつけたり、コードを過度に折り曲げたり引っ張ったりしない
2. コードを束ねた状態やねじれた状態で使わない
3. 電源プラグは、根元まで確実に差し込み、使わない時はコンセントから抜く
4. 長期間の使用で芯線が切れていても、コードの外観に変化が見られないため、プラグやコードが発熱したり、異臭がしたりするなど、些細な異状に気づいたら使用を止め点検に出す
5. タコ足配線はしない
6. 電気コードを、家具などの下敷きにしない
7. 電気コードを、引っ張ってコンセントから抜かない



25

# 電気配線等の管理



電気器具の断線しやすい部分



トラッキング

26

# 事前の準備

出火点の設定



職員・利用者の配置



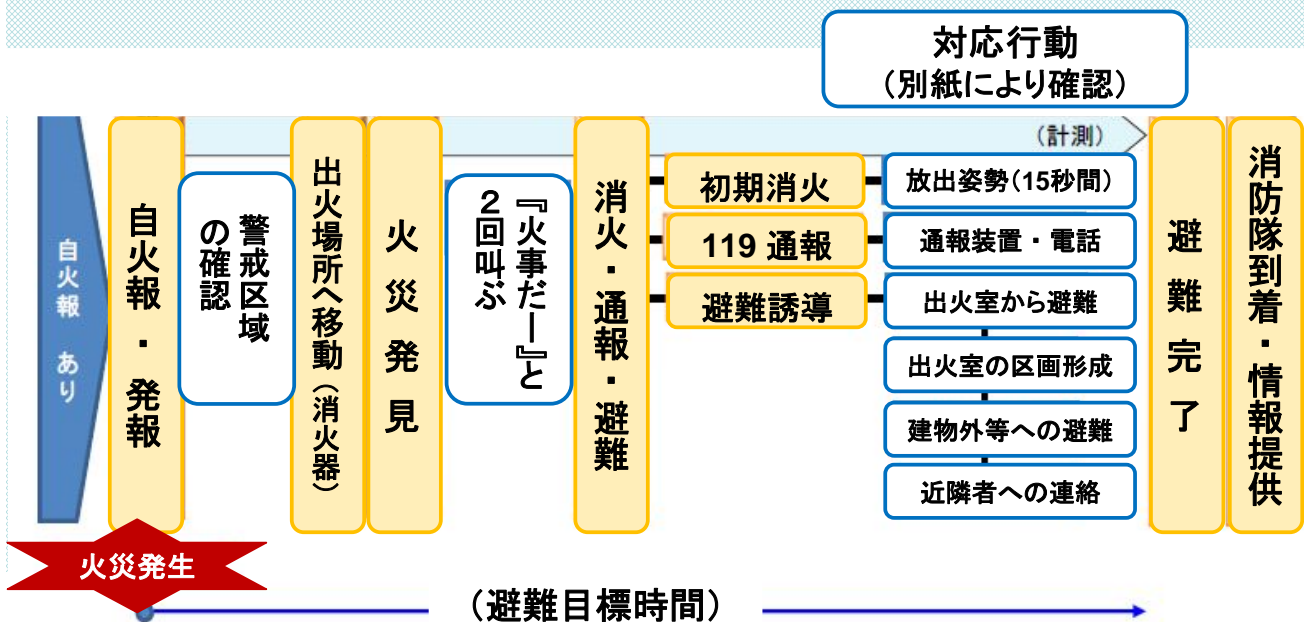
近隣協力者の参加の有無

避難場所・方法の確認

消防の助言により  
避難目標時間の設定  
(目標時間: 3~16分)

(出典) 札幌市消防局による「認知症グループホーム等における安全安心対策報告書 (平成22年10月)」の記述から引用(一部改編)

# 訓練の実施



火災通報装置発報等、訓練開始から避難完了までの目標時間を設定しておく

(出典) 札幌市消防局による「認知症グループホーム等における安全安心対策報告書 (平成22年10月)」の記述から引用(一部改編)

# 訓練後の評価

## 訓練結果の検証

- 対応行動は適切だったか
- どうすれば、より早く避難させられるか
- 器具の使用や家具の配置等で改善すべきところはないか

## 防火安全対策の充実・強化

- 繰り返し訓練による職員個々の能力向上、連携強化
- 近隣住民との連絡・協力体制の構築
- 消防用設備などの強化 など

→ これらを消防計画に反映させる

(出典)札幌市消防局による「認知症グループホーム等における安全安心対策報告書  
(平成22年10月)」の記述から引用(一部改編)

29

# グループホームの活動と地域との連携

## グループホームのケアの特徴

1. 利用者主体の生活支援と自己決定の尊重
2. 個人の歴史や生活スタイルを重視した支援
3. 家庭的な雰囲気大切に生活環境づくり
4. 利用者の「出来る力」を引き出す自立支援
5. 住み慣れた地域での地域生活支援



防火安全対策や避難訓練をきっかけにした地域との連携・交流

運営推進会議を有効に活用した地域住民との交流と  
積極的な参加への呼びかけ

# 地域との協力体制と役割分担を考える

緊急時の対応は、地域との日常的な協力関係が不可欠です

「助けてもらう」だけでなく、「地域の中のGHが出来ること」を示していくことも大切な関係づくりの1つです

グループホーム単独の  
防火安全計画

地域全体で考える  
防火安全計画

グループホームが  
地域を見守る存在  
であることのアピール

31

## 夜勤体制に応じた防火安全対策

### 事業所独自の工夫と連携体制

- 夜勤職員に加える宿直の配置
- 隣接住民との協力体制
- 近隣に住む職員の協力
- セキュリティ会社との契約
- シルバー人材センター等の活用
- 地元消防団の協力
- 町内会の協力
- 自動通報装置の活用
- 非常時の指揮系統の確認

32



# 1人夜勤体制を補完する対策

## 夜間1人体制



- 単独型1ユニットのグループホーム
- 単独型2ユニットのグループホーム
- ※利用者の処遇に支障がない場合

行動マニュアルの作成、周知・訓練の徹底  
+  
1人体制を補完する体制づくりが必要

### Point

- 日頃から馴染みの関係づくりを
- 定期的に避難訓練を実施、参加してもらう
- ※各々の役割分担を明確化、行動マニュアルを作成

- 《例》
- 宿直の配置(※定年退職等中高年者の活用)
  - 警備会社と契約
  - 近隣に住む同一法人職員の協力
  - 隣近住民の協力(※概ね2～3分で駆けつけれるエリア)
  - 自治会(町内会)役員等の協力
  - 地元消防団の協力

33

## 心の動き

### 危機的な状況(火災)に出会う

直接的に火災を発見する＝直接的に発災に対峙する  
間接的に火災を発見する＝間接的に発災に対峙する

⇒ いずれにしろ個人として対処する可能性が高い

### 火災と対峙後

びっくりする・驚く可能性が高い ← 殆どすべての人  
具体的な身体反応

- 心拍数・血圧上昇
- 自らの身を守る反応

これらの身体的反応に加え

- 意識状態の変化
- 感情的・情緒的な変化

34

# 行動の変化

環境的要因＝原因＝特定の環境的要因に直面する

火災の発災

人的要因が変化する

身体的・意識的・感情的変化

個々の人間の特有の行動に結びつく可能性

- 個人個人が行動を行う
- 個人の安全を脅かす事態を回避する行動
- 他者の行動に対して制限・妨げ・無視
- 全体的判断からすれば合理性・秩序の欠ける行動
- これらの行動が累積的に集積する

集団の中で発生する個人的行動を考えてみる

35

# パニック行動を防ぐには

興奮状態から抜け出るきっかけ

興奮状態になるのは当然 = そこから抜け出るきっかけを考える

- 一声
- 職業意識
- 反復行動

集団を動かす必要がある

状況が判断できる人間＝少数  
状況が判断できない人間＝多数

火災から抜け出した後の行動

中にあるその人にとって大切なものを守りたい  
火災もとは、住み慣れた場所である

36